公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社高田工業所　高田寿一郎　福岡県北九州市八幡西区築地町１－１　国土交通大臣許可（般特－28）第405号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本高速道路メンテナンス九州株式会社　藤下　幸三　福岡県福岡市中央区舞鶴１－２－22　国土交通大臣許可（特－23）第21992号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キュウトク　久徳　義朗　鹿児島県志布志市有明町野神3436－19　国土交通大臣許可（般－27）第25936号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社廣瀬産業海事工業所　勝　　雅直　福岡県北九州市門司区浜町２－８　国土交通大臣許可（般特－24）第13296号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社旺計社　寺田　朋嗣　福岡県北九州市小倉北区西港町90－７　国土交通大臣許可（般－28）第19238号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三基　山口　雅二　長崎県長崎市大橋町22－14　国土交通大臣許可（特－27）第9395号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本浄水管理株式会社　真野　和年　鹿児島県鹿児島市七ツ島１－２－15　国土交通大臣許可（般－28）第26217号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社坂下組　坂下　利博　宮崎県小林市細野391－１　国土交通大臣許可（特－24）第1408号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年８月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

九州地方整備局長　小平田浩司

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　博多装工株式会社　原田　兼光　福岡県福岡市博多区東比恵３－24－37　国土交通大臣許可（般－27）第25802号